

きざりのさと

NO.100
月刊

第五編 道標、記念碑、道標五号

昭和四十二年十月一日 発行 (非売品)

岡山県都賀郡吉備町東町一五字垣方呼電四三七番

吉備總老協会の

第3号

○ 備前、備中の境界石 (その二)

備前、備中のさかいをなす境目川に架けてある旧国道の石橋の東詰の南側に二基の標識が打れてある。これは前者に記した石標より大きく、十八稜角、高さ一五七釐ある。二基とも同型にれて、南と北へ列んで建植してある。南のものは東向に「従是東備前國久米村分」としてあり、北のものは西向に「従是西備中延友村」と刻んである。

この久米村は昔岡山藩の田領地にして、津高郡に属してゐたが後々御津郡(津高、御野両郡合併)白石村となり、いまは岡山市に編入されてゐる。

延友村は昔岡山藩と浅尾藩(総社市)の田領地にして賀陽郡(後々吉備郡)に属してゐたが、いまは都賀郡吉備町に編入された。

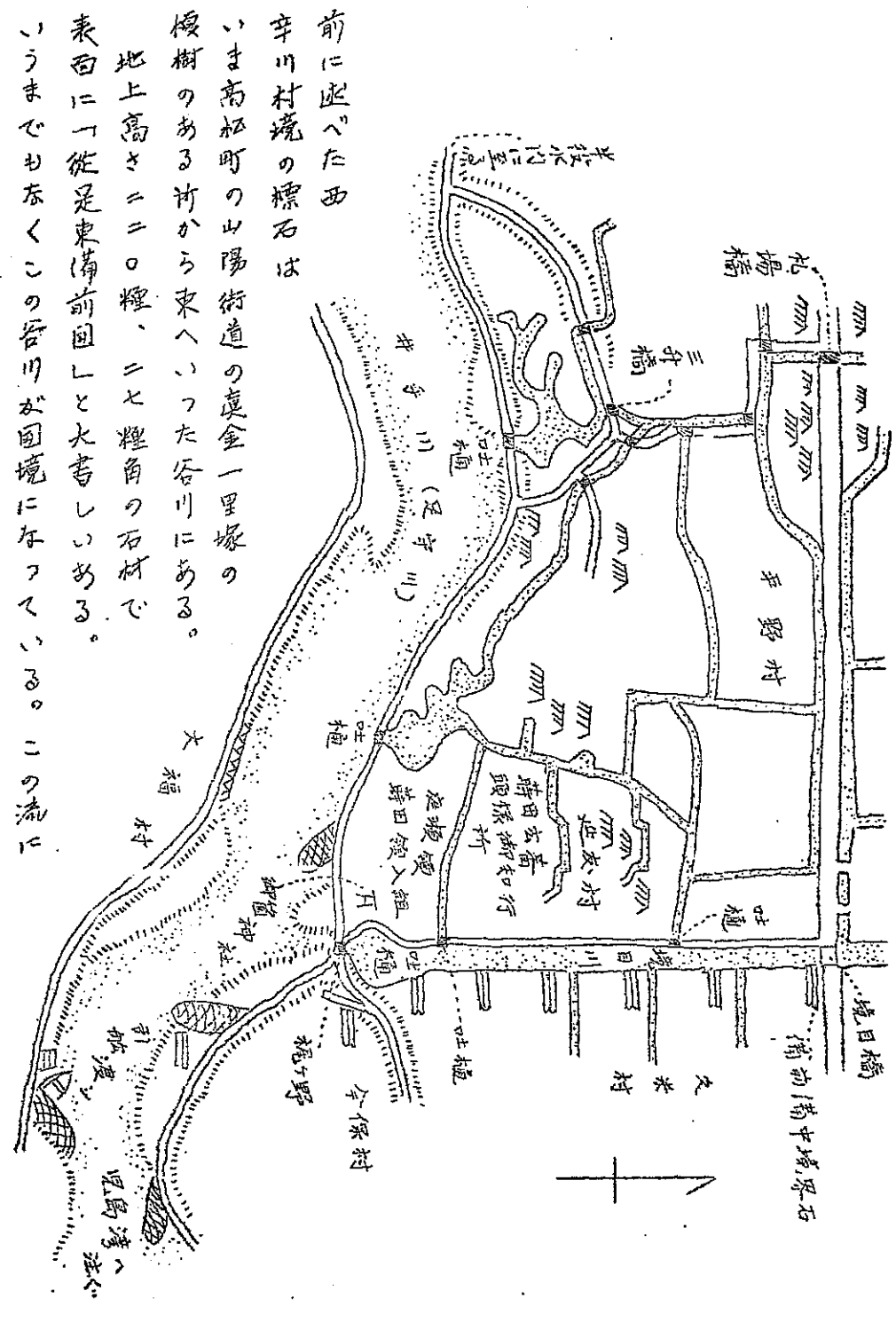
境界標の設定に就ては遺されてゐる苗帳方手帳という古文書の中に

「津高郡西辛川村(御津郡一宮所)御境之石 元禄十二年遺之」とあるが、延友 久米の境界石はこれより九年後の宝永五年(一七〇八)に始めて打られたものである。この国境は昔から領域のことで、しはれば紛争をきたしてゐたが、偶元禄十五年に備中の延友と備前の久米、今保両村の農民の間にはげしい争論が起り七年後の宝永五年になつて大由田村の庄屋孫四郎が仲介人となつて漸く和談が成立した。双方に取換した議定書によると、「備中國加夜郡延友村、備前國津高郡今保久米西村国境相極 為取替証文之事」と書き、差出人は備前國津高郡久米村名主(徳川時代に岩町村に置いた役人)野殿村梅一郎、同村五人共組頭七右エ門、同郡今村名主梅七郎、同村五人共組頭又七右エ門、

同村大庄屋紫七郎(五人共組は徳川時代五戸を一组にされた梅)の五人が連署し、備中賀陽郡延友村の平四郎殿、同村庄三郎殿の二名宛に、宝永五年子四月六日の日付で、後日問題を托さぬよう誓約されしてゐる。この取り極めによつて国境に印杭を打込んで領分を明かにしたのである。即ち潮川(足守川の流氷をさす)の引船の渡(ソまは引船橋)今保村の東船場から延友村の土手の西へ横す處までの境界は以前から確定してゐて、別に争論はなかつたが、此際新しく国道(旧国道)の石橋まで境目川に沿うて東土手の土手下、或は土手となどに定杭を打ち込んで明確したのである。一ヶ所毎に双方から一筆宛に本を列べてたてたのである。嘉永年間(古因)によると都合八ヶ所、十六本を描いてゐる。レかレ右文書には十三ヶ所、二十六本になつてゐる。これによると

- 一 堤下葎野に打つ 二 岸上に打つ
 - 二 堤腰中に打つ 三 岸下に打つ
 - 三 堤根に打つ 一三 岸下に打つ
 - 四 同
 - 五 同
 - 六 岸上に打つ
 - 七 岸下に打つ
 - 八 岸上に打つ
 - 九 同
 - 一〇 岸下に打つ
- となつてゐる。この建植は在瀬藩初代板倉重高が就封してから十年目のことである。初めは国道の境のみに石標を用いて他は備前領の分は三寸角の栗杭。備中領は六寸角の杉杭を使つてゐたが、後々に存続を虞はれ全部石杭に取り替へたのである。これが現在遺つてゐるのであるが完全に残つてゐないのは、いづれが正レハ杭数かゆからない。最初は十三ヶ所であつたらうレハ。残杭の石標は約百五十余年の長い間、黙々として国境線を守り平和な環境をつくらせてゐたのである。

備前・備中四境界図 (文武年間の古図を写す)



前に述べた西
辛川村境の標石は
いま高松町の山陽街道の遺金一里塚の
榎樹のある所から東へ行った谷川にある。
地上高々ニニ〇程、ニ七程角の石材で
表面に「従是東備前」と大書しある。
うまでもなくこの谷川が四境になつてゐる。この流に
沿うて南へ歩を進めると吉備の中山の麓の谷川に架けてある土橋に出る。この橋が西國

○

橋である。傍に歌碑がたてられてゐる。東と西の両面に「西國橋」と刻み、街道に面した北面には「野は日々にはらけゆくをむ谷川のほろき流ればなき残りけり 有田」一昭和六年一月廿五日」とある。在り要遷を歎稱してたてられたものである。
高橋川の水利に關する論争にフソク
領域の争いは古今東西を問はず人間同志が生活のために流血の惨を極め、確保しようとする事實は歴史上周知のことと思う。この吉備町では藩政時代にすれば流血の惨はみながつたが、みにくい論争が起つてゐる。これは備前領に接して支配権が異つてゐるのか原因であるがこれは宝永五年の四境に杭を打つて境界を明かに表示してから先づいざこざはなくなり安堵したことは前掲の通りである。しかればからハ十余年を至た寛政年間に至つて、こんどは排水路のことにフソク問題が起つた。元来境川(境目川)は四境の流北にして元禄十四年の川凌の絵図面によると賀陽郡(吉備郡)の悪水は備前領内の白石川(荻瀬川)の白石橋の下手に吐樋(樋門)があり、備前、備中地内の悪水抜きとして幅十間もあり、別に支障も起らなかつたが、寛政の初年に備中側が荻瀬川(瀬川)というの堤防を修葺し、また半役にある防潮水門を設けたことから論争が始まつた。それは備前領に属する今保一帯の新田は底濕地にして平素にては朝の干満に悩まされてゐる上に、一朝大洪水があつた場合は賀陽郡の粟地から吐き出す濁流は氾濫して備前領に向つて流れ込み、その影響は甚だしいので、備中側へ半役の水門の取毀を要求した。備中側は羨眼せず埒があかないので遂に備前側は境川の東岸に右くまりあつた堤防をこの際一層高く築きあげて備中側の排水を防ぐような築堤工事を進めたのである。こんどは備中側がおさまらず、むしろ現在よりも堤防を高くせられては洪水に溢れた水は

容易に海に入らず永く領内に流んで田畑を冠水し、農家は水浸となり被害を增大するばかりである。といつて互に紛争したので今保村外関係の四ヶ村が立あがつて備中側の庭瀬町外七ヶ村を相手としてその筋へ訴訟を提起したのである。この事件はこじれ幕府まで持ち込まれた。彼人方が現場へ出張して双方の言分を糾し、また實地について嚴重な調査が行われた。その結果として境川の修築はもとの如く埒りたして、排水も従来通り流れ、一方牛役の潮水門も一重の樋門であるから差レ当り適当に取扱、破損の際は充分普請に注意するよう取り計う條件で双方円満に和解し、再び論争のないように、渡された。若レこれに違反する時は如何なる処罰をも甘受するといふ文面の誓約書を関係各町村の庄屋が連判で一札入れしいる。

この誓約書は潮川(庭瀬川)境川(境目川)に關する「新堤出入御裁許書」といふ長文の判決書ともみるべきもので(全文省略)その巻末の調印者の氏名を列記する

松平上総介(池田春政)領分備前國津高郡今保村外四ヶ村

寛政七卯年三月十三日 訴訟方

惣代 今保村 庄屋 平六郎

白石村 百姓代 平右エ門

相手方 板倉主水祐(板倉勝喜)備中國賀陽郡庭瀬町外三ヶ村

惣代 川入村大庄屋 源左衛門(大養)

西花尻村庄屋 要助 (六田)

板倉主水佑領分 蒔田玄普頭知行 同郡延友村

板倉主水佑領分 蒔田玄部知行 同郡平野村

惣代 延友村 庄屋 忠五郎(難波)

戸川鉄藏(戸川達邦)領分同國都宇郡下撫川村外

壺ヶ村 惣代下撫川村大庄屋藤太夫

庄屋嘉四郎

(難波)

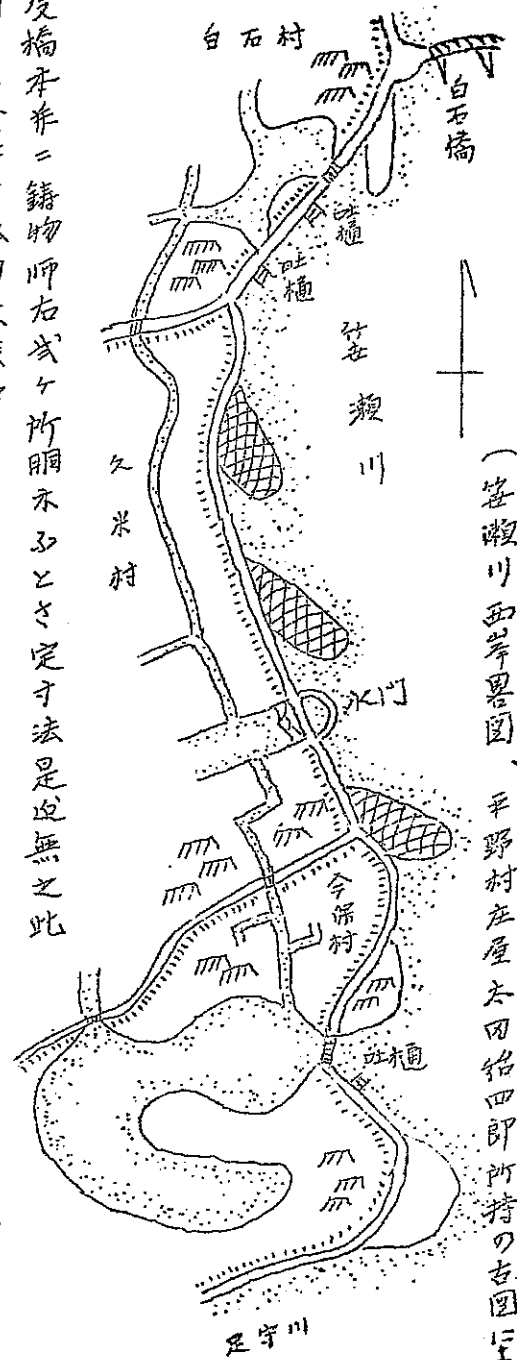
とある。本文によると原告側の言分が後退し、被告側に有利な判決が下つてゐる。この訴訟は三年もかかつてゐる。訴訟方は大藩であり相手方は小藩と旗本の集まりの争ひなので不利の立場にあつたが、理論的根拠があれれば小人といへども恐れることはない。最終には勝利を得るものである。これは当世にも通用する事柄である。

この御裁許書は後日の証據書類として用水路に關係ある各町村が一年毎の順番で保管することになつてゐる。これは西花尻^村、東花尻^村、延友^村、東平野^村、平野^村、中田村^{庭瀬町}、撫川^町、下撫川^村の七ヶ村七ヶ村である。御用の節は立会ひ申すをして次村へ大切に廻すことになつてゐる。最初は寛政七年三月より西花尻村に、翌八年六月まで保管しそれより東花尻村へ廻し六月を期間に定めゐる。この制度は明治八年十月庭瀬町を最後に、八十年間続して中止せしめられた。因にこの地域は昔から水量の豊富な十二ヶ御用水路をもち充分な灌漑用水に恵まれてゐるので用水関係で争議を醸した例は記録にみないがその反対に悪水流出口について紛争をきたしてゐるのである。これは新開の土地であり低湿地なるが原因であつたと考えられる。

○十二ヶ御用水路修理にツいて(第八輯河橋篇十二ヶ御用水路参照)

これは古文書として遺つてゐる明和、嘉永、慶應のものである。

用水路開水定め寸法の事



(薩摩川西岸界畧圖 平野村在屋本四給四郎所持の古圖に依り)

一 此度橋本并ニ鑄物師右式ヶ所開示ふと定寸法是迄無之此
度同中立会守寸法相改候事

一 橋本間本 五尺或寸廻り

右之櫃銘之立会相極以而取替致以右守寸法とふと定寸法以後被相改定メ依之御料領達判
一 札宛取定如件

明和六年(一七七九)丑二月廿日

- | | | | |
|------------|----|---------|--------|
| 時田伊勢守様御知行所 | 惣代 | 井手村大庄屋 | 井手兵右工門 |
| 蔭田金十郎様御知行所 | 惣代 | 三須村大庄屋 | 福武治郎兵衛 |
| 松平内蔵頭様御領分 | 惣代 | 西郡村名上 | 守安甚藏 |
| 右 同断 | | 溝口村名上 | 小川九郎治 |
| 板倉美濃守様御領分 | | 八田部村 庄屋 | 小山七右工門 |
| | | | 佐判大森三意 |
| 木下肥后守様御領分 | 惣代 | 福岡村庄屋 | 萩原惣介 |

- | | | | |
|---------------|----|--------|----------|
| 花房大膳様御知行所 | 惣代 | 賀茂村庄屋 | 片山治右工門 |
| 柳原左兵衛様御知行所 | | 津寺村庄屋 | 服部八郎治 |
| 板倉親津守様御領分 | 惣代 | 花尻村庄屋 | 大田助次 |
| 戸川内膳様御知行所 | 惣代 | 中権川村庄屋 | 高橋安右工門 |
| 戸川山城守様御知行所 | 惣代 | 妹尾村庄屋 | 佐藤又兵衛 |
| 野村彦右衛門様御代官所惣代 | | 西尾村 庄屋 | 内田丹藏 |
| 右御同人様御代官所 | | 下庄村 庄屋 | 手松金右工門 |
| | | | 代判 平松安治郎 |
| | | | 治右工門 |

二 東一ノ櫃石橋取替ハ議定ノ事

惣代村地内倉段半用水道注先前可櫃出場所天保二卯年(一八三一)櫃口切レ込
鴨敷揚場石砂入ニ相成難波仕以ニ付御料領御裁方相頼以蔵押借金兼ニ扶食兼等御下渡
ニ相成以位ニ而今此地味相蒸ハ難波罷在以然了蔵今般石櫃ニ相成以共大丈丈ト相心得
油断有之自然櫃口切込ハ程由難計尚又口一不明)地之類ニ相成以簡先張先規之通リ以
櫃ニ而年々手入以上年限ヲ見合ヒ替致度以少前之者強出以ニ付同村より其由掛合中
日畑村在屋喜八郎(大森姓)取纏立入消方允之通

一 今般石櫃ニ相成以上は堤築立方格々入念ニ整出大丈丈ニ相用ヒ可申勿誨御普請中時々
惣代村より及見可申

一 右石櫃時見廻リ小破等も所ヶ様ニ年々手入致置捨ヶ年位ニ限リ櫃所ニ切割櫃肌メ之可
但レ年限定ニ而も丈夫ニ有之以得者不及手入

万一保兼候ハ八年限ニ不抱メ替之節惣代村ハ致沙汰該等之上取討可申事
右之通双方致熟談取計以上者向後御申分無御座以依一同道御議定為取替置以廢如件

嘉永七甲寅年(一八五四)三月 惣代村 庄屋 高原章助 (印) 佐藤善三郎 (印)

三、為取替議定書の事

賀陽郡井原野村字西原新開井ニ畑下ヶ池江養水取入方之儀取扱人立入享勸井の上用水
筋差障之儀聊たり共致同敷請事

証人

- | | | | |
|------|----|--------|---|
| 西花尻村 | 庄屋 | 大町助次 | 印 |
| 中田村 | 庄屋 | 野崎金右衛門 | 印 |
| 中塩川村 | 庄屋 | 大田仙左衛門 | 印 |
| 延友村 | 庄屋 | 難波忠五郎 | 印 |
| 東平野村 | 庄屋 | 大田忠四郎 | 印 |
| 日畑村 | 庄屋 | 大森喜八郎 | 印 |

一、去々安政六未年扱人立入取潰の場所江幅三尺五寸の溝筋堀立可申以得共取入口儀者小
井手より括八間上手ニ而平水之丈より底江壹尺方之石穴を仕立丈より取入且溝井之儀
は曲瀬口元川江落込ム様可致事

一、取入口左右石垣ニ仕立流水之儘取入聊蒸水行差障の儀致同飾自然取締不成之儀見当
リ以得は其御筋向江申立の上浅尾領人足を以速に取潰可申以最及延引候ハハ御中人夫
ニ而取計以共申分無之以事、但類例出来以節は此方差丈ニ不相成様可致事

一、湯水之節御中之慶ニ不相成様示談の上取計可申事
一、小井手括の掛ヶノ儀者古形嚴重ニ取計可申事
一、御蓋共は玄米六石宛差出可申以最其年と相應を以極め年番より差立可申事
右之通一同立会致熟議以取相違無之以依而議定書為取替置候處如件

櫻井久之助御代官所(天鏡地、倉敷に陣所あり)

- | | | | | |
|--------|----|-------|---|----|
| 都字郡下庄村 | 庄屋 | 平柄一之祐 | 印 | 幸龜 |
| 同郡上庄村 | 庄屋 | 内田八助 | 印 | 廣浮 |

印にはその下の名が誤書
で里内で押してある。

- | | | | | | |
|----------------|--------------------|-----------|--------|----|----|
| 同郡 日畑村 | 庄屋 | 大森喜八郎 | 印 | 祿健 | |
| 同郡 山地村 | 庄屋 | 内田忠三郎 | 印 | 義敬 | |
| 同郡 大内田村 | 庄屋 | 公森忠太郎 | 印 | 在レ | |
| 同郡 山田村 | 庄屋 | 岡 六郎左エ門 | 印 | 萬陣 | |
| 松平備前守領分窪屋郡溝口名主 | 同野安右エ門 | | 印 | 隆寛 | |
| 同郡 西郡村名主 | 守安甚藏 | | 印 | 重興 | |
| 板倉伊賀守様領分 | 賀陽郡八田部村庄屋 | 小山七郎右エ門 | 印 | 尚賢 | |
| 水下備中守様領分 | 賀陽郡高塚村 庄屋 | 渡辺善右エ門 | 印 | 長式 | |
| 板倉根津守様領分 | 同郡 南溝守村庄屋 | 林 権右エ門 | 印 | 光是 | |
| | 賀陽郡西花尻村庄屋 | 大田要次郎 | 印 | 武直 | |
| | 同郡 東花尻村 庄屋 | 森安一郎右エ門 | 印 | 為徳 | |
| | 藤田相模守様領分 | 賀陽郡延友村大庄屋 | 難波忠五郎 | 印 | 國典 |
| | 中川主馬助様領分 | 都字郡塩川村 庄屋 | 大田仙右エ門 | 印 | 忠常 |
| | 花房近江守様知行所都字郡加藤村 庄屋 | 片山忠右エ門 | 印 | 武徳 | |

(おわり)この項未完

吉備町吉備小学校前

雑誌
書籍
文房具

目黒郁文堂

吉備局電二一九有線八一〇

食事と茶喫
Meiji

明治

皆様の憩いの店

吉備局
電三二五番